# 臨時国会開会直後における衆議院解散の問題点

鈴 木 宜 則 (1997年10月15日 受理)

Some Problems of Dissolving the House of Representatives

Immediately after Opening an Extraordinary Session of the Diet of Japan

SUZUKI Yoshinori

#### Ⅰ 問題の所在

1996年9月27日,第137臨時国会が召集され、その冒頭衆議院が解散された。これを承けて10月20日に総選挙が執行され、自由民主党は、選挙前の211議席を13パーセント余り上回る239議席を獲得して比較第1党を維持した。議席が激減した社会民主党と新党さきがけは、自民党の連立要請を断り閣外協力に転じ、自民党の少数単独政権が成立した。その後1年足らずの内に、新進党からの離党者等を取り込んだ自民党が衆議院で半数の250議席(議長を除く)を占め、1997年9月11日、総裁選挙に対立候補がなく両院議員総会で党総裁に再選された、橋本龍太郎首相(60歳)率いる第2次橋本改造内閣が発足した。その直後に、佐藤孝行総務庁長官(69歳)が、閣僚には前例のない任命前の受託収賄罪に対する国民の反発により、また、越智伊平農林水産相(76歳)が、病気療養のため相次いで閣僚を辞任せざるを得なくなり、その前途は予断を許さない。(その後議席増加)

以上概括したような日本の政界の展開をもたらす主要な原因となったのが、冒頭に触れた臨時国会開会直後の橋本内閣による衆議院の解散という行為である。不思議なことに、国政上重要な争点と政策の提示があったわけではない前回の総選挙の是非を問う言論界の動きは少なく、そもそも臨時国会の冒頭に衆議院を解散することが法的に許されるのかという根本的な議論と研究は、筆者の知る限りこれまでほとんどなかったように思われる<sup>1)</sup>。その一因が、同じような実例が過去二つあり、臨時国会冒頭の衆議院解散も一例あった<sup>2)</sup>ことにもよるかもしれない。そこで、既成事実が繰り返されると、たとえそれが違法の疑いが強いことであっても規範と化するというこの国の精神風土にも鑑みて、この問題について論じたい。すなわち、衆議院の解散を唯一の目的にして臨時国会を内閣が天皇に召集させ、その開会直後に内閣が衆議院を解散することが持つ法的及び政治的問題点を前回の場合を主な事例として明らかにすることが、本論文の課題である。その前提として、まず、臨時国会が現行法上どういう位置づけを与えられているかを次に明らかにしておきたい。

#### Ⅲ 臨時国会の法的位置

日本国憲法(以下、「憲法」と略す)は、その前文の冒頭で、「主権が国民に存する」国民主権主義の立場に立ち、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」する間接民主制を採用する旨宣言した上で、彼らによって荷なわれるこの国の政治が、次のような性格を持つとうたっている。「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」これは、国民の正当な選挙によって選ばれた代表者に信託された国政に関わる権力が、国民の福利のために使われなければならないという原理、要するに、国民の福利を実現するために、彼らによって正当に選挙された代表者に国政上の権力を委ねるという、政治の目的と手段との根本的な関係を述べたものである。この根本原理を承けて、憲法41条は、国民を代表し、その福利を実現する「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」と規定し、国会の国家機構の中に占める地位とその性格・権限を明らかにしている。

こうした国会がその任務を遂行できるのは、内閣及び天皇による召集を俟ってである<sup>3</sup>。しかし、国会の審議に基づかない行政府による恣意的な国政の運営を避けるためにも、憲法は、国会の定期的召集を義務づけている。日く。「国会の常会は、毎年1回これを召集する。」(52条)これを承けて国会法はその時期を定め、「常会は、毎年1月中に召集するのを常例とする」(2条)としている。しかも、その期間が短すぎる弊害を回避するため、「常会の会期は、150日間とする。但し、会期中に議員の任期が満限に達する場合には、その満限の日をもって、会期は終了するものとする」(国会法10条)と規定している。国会の召集は、召集詔書の公布によって行われる(国会法1条1項)が、議員の集合を容易にするため、常会の場合、最低10日前にこれを公布することを義務づけている<sup>4</sup>(国会法1条2項)。当然のことながら、「議員は、召集詔書に指定された期日に、各議院に集会しなければならない」(国会法5条)。しかも、国会法は、会期の始めに原則として衆議院議長が主宰する開会式を行う旨定め(8、9条)、会期が召集日から始まるとしている(14条)。なお、開会式は、「単なる儀式」5)にすぎない。

また、憲法は、内閣に対し国会の臨時会の召集決定権を与えていると同時に、両議院に条件付(一院の総議員の4分の1以上)で臨時国会の召集要求権を認めている(53条)。前者は、内閣が通常国会の時期まで待てないほど重要且つ急を要する議案を提出したい場合や、緊急性のある国務及び外交関係について国会に報告したい場合、後者は、同様なことを国会が求める場合のための規定であると解される<sup>6)</sup>。

更に、憲法は、衆議院が解散された場合には、解散の日から40日以内に総選挙を行い、その選挙の日から30日以内に国会を召集することを義務づけている(54条1項)。この国会は、憲法上命名されておらず、論理的には臨時会であると解されるが、国会法は、これを「特別会」と呼んでいる(1条3項)。しかしながら、衆参両議院議員の任期満了後に召集されるべき国会の召集時期につい

ては、憲法は何も定めていない。これを補っているのが、その後制定された国会法の規定である。 国会法によれば、衆議院議員の任期満了による総選挙が行われた時は、その任期が始まる日から30 日以内に臨時国会を召集しなければならない(2条の3、1項)。ただし、これには例外がある。 その期間内に常会が召集された場合はこれで代え、その期間が参議院の通常選挙を行うべき期間に 掛かる場合は、そうしなくともよい(同上)。また、参議院議員の任期満了による通常選挙が行わ れた時も、同様の条件で臨時会を召集しなければならない(国会法2条の3、2項)。ただし、そ の期間内に常会もしくは特別会が召集された場合はこれで代え、その期間が衆議院議員の任期満了 による総選挙を行うべき期間に掛かる場合も、そうしなくてよいとされている(同上)。

次に、召集された国会が活動する期間、すなわち会期とその決定手続は、以下の通りである。常 会については既に述べたが、臨時会と特別会の会期及びその延長は、両議院一致の議決で決めるの が原則である(国会法11条)。憲法58条2項に根拠を持つ衆参両議院規則は,その手続を具体的に 定めている。「①臨時会の会期は、議長が各常任委員長の意見を徴し、参議院議長と協議した後、 議院がこれを議決する。②特別会の会期は,議長が参議院議長と協議した後,議院がこれを議決す る。」(衆規20条)参議院規則は,議長が同院の各常任委員長から意見を聴取する目的を明示し,両 会の会期とも衆議院議長と協議した後議院が議決するのであるが,事前の意見聴取が「その会期に おける立法計画に関して」であるとしている(参規22条1項)。両院の議決の結果は、(直ちに)他 院及び内閣に通知する(衆規22条の3,参規22条2項)。しかし,両議院の議決が一致しない時と 参議院が議決しない時には,衆議院の議決した会期を国会の会期とし(国会法13条),この問題に ついても衆議院の優越を認めている。会期の延長回数には法定の限度が設けられており,常会は1 回限り、特別会と臨時会の場合2回までの会期延長が認められる(同12条)。会期の延長手続につ いても,衆参両議院ともそれぞれの会期決定・結果報告手続と同じ手続を採用している(衆規21条,22 条の3,参規23条)。衆参両議院議員の任期満了に伴う選挙後に召集されるもの以外の臨時会の制 度と国会の制限付会期延長制は、憲法が採用している会期制と国政上の必要との均衡を図ったもの であると解される"が、会期不継続の原則を明確に定めているのが国会法である。曰く。「会期中に 議決に至らなかった案件は,後会に継続しない。」(68条)ただし,この原則には例外があり,「常 任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された案件(懲罰事犯の件を含む。)につい ては、閉会中もなお、これを審査することができ」(47条2項)、「閉会中審査した議案及び懲罰事 犯の件は,後会に継続する」(68条)。

このように重要な会期を決定する前に、召集日に行われることがある。その内容は、議長と副議 長がいるかどうかによって一部異なる。召集日にもし彼らがいなければ、まず最初に、その選挙で ある(国会法5条、衆規3条・9条・13条、参規4条・11条・13条)。その際、「議長及び副議長が 選挙されるまでは、事務総長が、議長の職務を行い(国会法7条)、「議長及び副議長の選挙が終っ たときは、事務総長は、議長及び副議長を議院に紹介し、議長を議長席に導く」(衆規・参規12条)。 次に、各議員の議席の指定である(衆規・参規14条)。実際は、会派別に区分された仮議席が予め 定められており、その通りに指定されるのが例である<sup>8)</sup>。臨時会及び特別会の場合、その次に会期が議決され、その後で、常任委員の選任(国会法42条1項)と常任委員長の選挙(同25条)、政治倫理審査会委員の選任(同124条の3)、特別委員会の設置と同委員の選任(同45条)などが行われる<sup>9)</sup>。これらの決定に当たっては、事前に各会派協議会か議院運営委員会理事会で協議・調整がなされているのが普通である<sup>10)</sup>。

こうした議院活動のための組織作りである「院の構成」の仕事が済むと、その本来の任務である「会議」となる。衆参両議院の会議(いわゆる「本会議」)の議事は、それぞれの議長が定める日程に基づいて進められる。すなわち、両議院の議長は、議事日程を定め、予めこれを各議院に報告する(国会法55条1項、衆規108条)。議事日程には、開議の日程、会議に付する案件及びその順序を記載する(衆規109条、参規86条1項)。開議の時刻は、通常、衆議院が午後1時、参議院は午前10時である(衆規103条、参規81条)。議事日程は、両議院公報に記載して各議員に通知し、且つ官報に掲載する(衆規110条、参規86条2項)。議事日程を決定する際、議長は、議事の順序等について議院運営委員長及び議院運営委員会が選任する議事協議員といつでも協議することができる(国会法55条の2、1項)。しかし、現在では、議事協議会は開かれておらず、本会議直前に開かれる議院運営委員会かその理事会で協議が行われている<sup>11)</sup>。「その意見が一致しないときは、議長は、これを裁定することができる。」(同上)ただし、「議長は、特に緊急の必要があると認めたときは、会議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる」(国会法55条2項)。参議院規則は、「議長が議員に会議の日時だけを通知して会議を開くことができる」(国会法55条2項)。参議院規則は、「議長が議員に会議の日時だけを通知したときは、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない」としている(87条)。

憲法は、会議の定足数と決定方法についても定めている。すなわち、憲法は、両議院の本会議の開議並びに議決の定足数を各議院の総議員の3分の1とし(56条1項)、議事の決定については、憲法に特別の定めがある場合を除き、出席議員の過半数によるとし、可否同数の場合は、議長の判断に委ねている(56条2項)。これに対して、委員会の開議の定足数を委員の半数以上、表決のそれについては過半数を原則とし、可否同数の時には、同様に委員長の意思に任せている(国会法49条・50条)。また、憲法は、会議の原則として、多数決制と同じように重要な会議の公開制を採用している(57条1項)。これは、会議録の公開(57条2項・3項)並びに傍聴・報道の自由をその内容とする12)。ただし、出席議員の3分の2以上の多数による議決でこれを秘密会とすることができる(57条1項及び国会法62条)。しかし、「両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない」(憲法57条2項)。しかも、「出席議員の5分の1以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない」(同3項)。委員会は、原則として非公開であるが、議員のほか、「報道の任務にあたる者その他の者で委員長の許可を得た者」に限り傍聴を認めている(国会法52条1項)。実際には、報道関係者には議院が交付する記者記章を着けさせて、一般人にも議員の紹介があれば傍聴を認める扱いになっている13)。両議院協議会の傍聴は、禁じられている(同97条)。

更に、国会法は、国会と各議院が会期中その活動を休止する休会を認めている。休会の事由は、国の行事、年末年始、議案の都合等である(衆規22条)。国会の休会には両議院一致の議決を必要とし(国会法15条1項)、両議院議長は事前に協議する(衆規22条)が、会期の決定と延長の場合とは異なり、休会の議決には衆議院の優越は認められない(国会法13条、衆規22条)。国会の休会中、各議院は、議長が緊急の必要があると認めた時、又は総議員の4分の1以上の議員から要求があった時は、他の院の議長と協議の上で会議を開くことができる(国会法15条2項)。また、各議院は、10日以内に限り議院を休会することができる(同15条4項)。その事由は、衆議院の場合、「議案の都合その他」とされている(衆規22条の2、2項)が、参議院規則にこうした規定はない。最後に、国会の会期が終了することを閉会という。国会の閉会には、会期の期間が満了した時、衆議院が解散された時(憲法54条2項)、常会の会期中に議員の任期が満限に達した時(国会法10

#### Ⅲ 解散目的の臨時国会召集の問題点

条)の三つの場合がある。

このように、臨時国会には三つの種類がある。その召集・開会から閉会に至る、国民を代表する合議体としての国会の活動に関する以上の諸規定から明らかなように、臨時会には、憲法や国会法が明確に定めている手続と意図している目的とがある。すなわち、第1に、衆議院議員の任期満了に伴う総選挙後並びに参議院議員の任期満了に伴う通常選挙の直後に召集される臨時国会の場合、その目的が最も明白である。前者の主目的が首相の指名であることが、憲法に明記されている。すなわち、憲法は、総選挙後に初めて国会の召集があった時は、首相が欠員になった場合と同様に、内閣が総辞職しなければならないと定める(70条)と共に、首相は、国会議員の中から国会の議決で指名され、この指名が他の全ての案件に先立って行われると規定している(67条1項)のである。また、後者の主な目的についても、憲法の規定から明らかである。というのは、任期が6年で3年毎に半数の議員が改選される参議院(46条)の構成が3年毎に変わるが故に、通常選挙が行われる度に国会として院の構成を行う必要があるからである。公職選挙法は、衆議院議員の任期満了による総選挙の場合と同様に、任期満了の日の前30日以内に、臨時国会の前提となる通常選挙を行うという原則を定めている(31条1項、32条1項)。

第2に、内閣の判断によって召集される臨時国会の役割についても、憲法や内閣法に明らかであるように思われる。それは、そこに規定されている内閣の任務に関わっている。憲法72条並びに73条に定められた首相と内閣の職務の中で国会の任務と関わる重要なものは、たとえば、予算案を含む法律案の提出、締結した条約の批准、一般国務及び外交関係の報告である。内閣法も、憲法の規定を承けて、首相は、内閣を代表して「内閣提出の法律案、予算その他の議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告する」と定めている(5条)。これらの事柄について次の通常国会まで待てないと判断した場合、内閣は、臨時国会の召集を決定することができる。具体的

には,議員定数不均衡の是正や腐敗行為を防止するための法律の一部改正や新しい法案の提出,条約の実質的変更を内容とする政府間の新しい取り決めなどの審議がその例である。

第3に、各議院が要求権を有する臨時国会についても、同様である。憲法が定めている国会の任務の中で重要なものには、たとえば、法律案の議決(59条・41条)、条約の承認(61条)、裁判官の弾劾裁判(64条)があり、各議院に関するものとしては、議員の資格争訟の裁判(55条)、国政に関する調査(62条)、閣僚に対する答弁又は説明のための出席要求(63条)、内閣不信任案の審議(69条)などがある。こうした事柄について次の通常国会まで待てない場合、又は内閣が一般国務や外交関係について早急に国会に報告すべきであるにも拘らず、臨時国会を召集しようとしない場合には、各議院が内閣に対し国会の召集を求めることができるのである。具体的な例としては、第2のところで挙げた三つの案件がこれに該当するであろう。

これら3種類の臨時国会の内第1と第3の場合は、現行法規が明らかにその冒頭における衆議院の解散を禁じている。なぜならば、第1の場合はその主要目的が憲法に明記され、第3の場合は、議院の都合で国会が召集されるからである。内閣がこれを画策する余地があるのは、第2の場合だけである。確かに、何の法的制約もなく内閣が必要とする時に自由に、すなわち国会の閉会中に生じた新たな問題だけでなく、前の国会で議決されなかった問題の処理のためや、衆議院の解散のためにも臨時国会を召集できると解する論者もいる<sup>141</sup>。彼は、冒頭解散までそこに含めているとは明言していないが、全体的に見て、恐らくこれに肯定的と見られる。しかし、この解釈には幾つかの問題点があるように思われる。まず第1に、現実の解散の仕方と法令との乖離である。前回の衆議院解散は、次のような手順で行われた。①正午、開会を告げる鐘が鳴り、議員が入場する。②議長が着席し、臨時国会が召集されたと発声し、会議を開く。③日程第1の議席の指定を行う。④その直後に議長席の後の扉が開き、黒塗りのお盆にのせられた紫のふくさに包まれた物を手にした官房長官が入場し、その中に入っている書類を事務総長に渡す。⑤事務総長がそれを議長に手渡す。⑥議長が首相から解散詔書が発せられたことを議員達に伝え、立ち上がってそれを読み上げる。曰く。「日本国憲法第7条により、衆議院を解散する。」⑦議長が退場する。後に「万歳」の音が響き渡る。議事は、2分で終わった。

これは、一見法規通りで、次に行われるはずだった会期の議決の前に事が運ばれたにすぎないようにも見える。しかし、何よりも問題なのは、他の臨時国会の場合と異なり、議席の指定以外の議事日程が最初からなかったことである。このことは、国会法と衆参両議院規則が定めている会期についての両議院議長の協議も、両議長による各常任委員長からの意見聴取も実質的にはなされなかったことを物語っている。臨時国会の場合、通常召集日に行われる開会式もなかった。したがって、衆議院が解散されることを前提にして、同院もこれを承知の上で会期1日の臨時国会が召集されたことを意味する。一方、参議院は、議席の指定直後に休憩に入り、衆議院から同院解散の通知が届いた時点で閉会となった<sup>15)</sup>。これは、議事日程の第2が会期の件であったにも拘らず、衆議院が解散されることを予定した参議院の集会である。なお、1986年6月2日に、違憲の疑いのある衆

参同日選挙を狙った中曽根康弘内閣によって行われた解散の時は,召集日に本会議を開けず,議長 応接室で衆議院議長が解散詔書を読み上げた(いわゆる「死んだふり解散」)のも、国会閉会中の 衆議院解散が禁じられているという暗黙の合意があったからであろう。しかし,こうした設置目的 に反する臨時国会冒頭の衆議院解散は、政治的効果を最優先したものであった。というのは、首相 が所信表明演説を行ったり、法律案を提出したりすれば、内閣の姿勢が追求され、国会が紛糾する 可能性があったからであり、これを回避するために、たとえば前回の衆議院解散の場合、自党の選 挙準備を整えた上で,新しい衆議院選挙制度の下での総選挙を前面に出して,果断な印象も与える 自分達を含む全衆議院議員の首切りの意味を持つ衆議院の解散に、橋本内閣は打って出たのである。 第2に問題なのは、衆議院の解散を決めた閣議の実態である。前回の場合、問題点は、二つある。 一つは,恐らく解散には法的な問題があることを指摘した閣僚がだれもいなかったことであり,も うひとつは、解散が政治的に妥当なのかを疑い、これに反対する者も皆無だったことである。後者 には二つの点がある。第1は、解散・総選挙に大義名分があるかの見識の問題であり、第2は、選 挙の結果についての予測能力の問題である。自民党と連立を組む社民党と新党さきがけにとっては 苦戦が予想されていたにも拘らず、両党の閣僚が、多分首相の方針に閣議で反対しなかったことで ある。ここには、連立を組む相手に対する配慮と共に、「解散権は首相の専権事項」と言われる政 界の常識が関わっているものと解されるが、分裂が予想されていたとはいえ、選挙後の自党の勢力 を優先する政党としての本能に衰えが見られる。第3に、国会の対応にも問題がなかったわけでは ない。まず、恐らく衆議院議員のほとんど全員、特に衆議院議長が、従来通りの対応をしたことで ある。次に、参議院側、取り分けその議長が、衆議院に対して異議を申し立てなかったことである。

## IV 結 語

以上のように、三つの召集事由のある臨時国会の内開会直後における衆議院の解散が問題になるのは、両議院議員の任期中に内閣の判断で召集される臨時国会の場合だけであるが、この問題についてより厳密に論じうるためには、次の二つの議論が必要であると考えられる。第1に、衆議院の解散問題についての包括的な議論(たとえば、それが憲法69条の場合に限定されるのかどうか、されないとすればどういう事由の場合に認められるのか、またその根拠は何かなど)である<sup>16)</sup>。第2に、国会の最高機関性について従来の諸解釈とは異なる解釈が可能かどうかの議論である。これらの問題については後日を期するとして、少なくとも、衆議院の解散が、国政の争点をめぐる対立が会期内に国会活動を通じて国民(選挙民)の前に明らかにされた上で行われるべきである<sup>17)</sup>ということも考慮に入れれば、これがなされない臨時国会の冒頭における衆議院の解散は、政治的に不当であるだけでなく、憲法(69条、72条)及び国会法(11条、8条)・衆参両議院規則(衆規20条1項、参規22条1項)に反する疑いが強いと解される<sup>18)</sup>。

こうした大部分が立法府の構成員でもある議員によって構成されている行政府による違法の疑い

のある行為を防ぐのは、第1次的には国会議員であるが、最終的には、彼らを選挙する有権者を中 心とする一般国民であることをこの問題も訴えている。

### 注

- 1)たとえば、解散当日の朝日新聞東京本社版の夕刊は、現憲法下での衆議院の解散例、形態、憲法の根拠条文などを紹介し、読者に考えさせる姿勢を取っている。(鈴木「国会冒頭での解散は合法か」、朝日新聞西部本社版1996年9月26日付「声」の欄も参照。)
- 2) 1966年12月27日に佐藤栄作内閣(常会)が、1986年6月2日には中曽根康弘内閣(臨時会)も、開会式、 首相の所信表明、各党の代表質問抜きで衆議院を解散した。
- 3)憲法7条2号,53条及び国会法1条参照。
- 4) 臨時会及び特別会は、これに拘束されず(国会法1条3項)、実際は、おおむね7日前に公布されている (浅野一郎編著『国会事典』(1988年、有斐閣)、36ページ)。
- 5) 佐藤幸治『憲法』,「現代法律学全集」 5 (1981年,青林書院),118ページ。
- 6) たとえば、憲法72条、73条、59条、61条、62条及び内閣法5条参照。
- 7)かつて会期の延長がしばしば行われ、国会が紛糾したが、1958年の国会法の改正で延長の回数が制限された(佐藤『憲法』、118ページ参照)。
- 8) 浅野『国会事典』、24ページ。
- 9)同上,24-5ページ。
- 10) 議会制度研究会編『国会がわかる本』(1991年,第一法規),74ページ。
- 11) 浅野『国会事典』, 132ページ。
- 12) 樋口陽一『憲法』(1992年, 創文社), 335ページ。
- 13) 浅野『国会事典』, 146ページ。
- 14) たとえば、浅野『国会事典』、35ページ。
- 15) 1996年9月26日付の第137回国会参議院公報第1号及び27日付官報号外参照。
- 16) たとえば、最新版の憲法書の一つは、69条非限定説の立場から、国民に対して内閣の信を問う制度として解散には相応の理由がなければならないとし、その事由として、69条の場合のほか、①衆議院で内閣の重要案件(法律案、予算等)が否決されるか審議未了になった場合、②政界再編成等により内閣の性格が基本的に変わった場合、③総選挙の争点でなかった新しい重大な政治的課題(立法、条約締結等)に対処する場合、④内閣が基本政策を根本的に変更する場合、⑤議員の任期満了の時期が接近している場合を挙げ、「内閣の一方的な都合や党利党略で行われる解散は、不当である」としている(芦部信喜『憲法』新版(1997年、岩波書店)、298-9ページ)。

なお、筆者の解釈については、さしあたり「社会科教育の見落とされた一側面——その指針である、政治思想としての日本国憲法の基本的構造と衆議院解散権——」、『鹿児島大学教育学部研究紀要(教育科学編)』第39巻(1987年)、1-8ページ参照。

- 17) 樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂共著『注釈日本国憲法』上巻(1984年,青林書院新社),125 6ページ。
- 18) 召集義務と会期が憲法に規定され、召集期も法定され、予算案の審議を義務づけられる通常国会の冒頭解散は、実例こそ一つあるが、論外である。